

群馬求人掲載募集

マッチングサイト

群馬県への移住希望者と企業とをマッチングするため、求人情報を掲載しているサイトです。



サイト年間1万8000PV ページビュー

登録された求人はマッチングサイトに掲載！群馬で働きたい方へダイレクトに届きます。更に、大手民間サイトとも連携。幅広い層へのPRが可能です。



群馬の求人

幅広く掲載

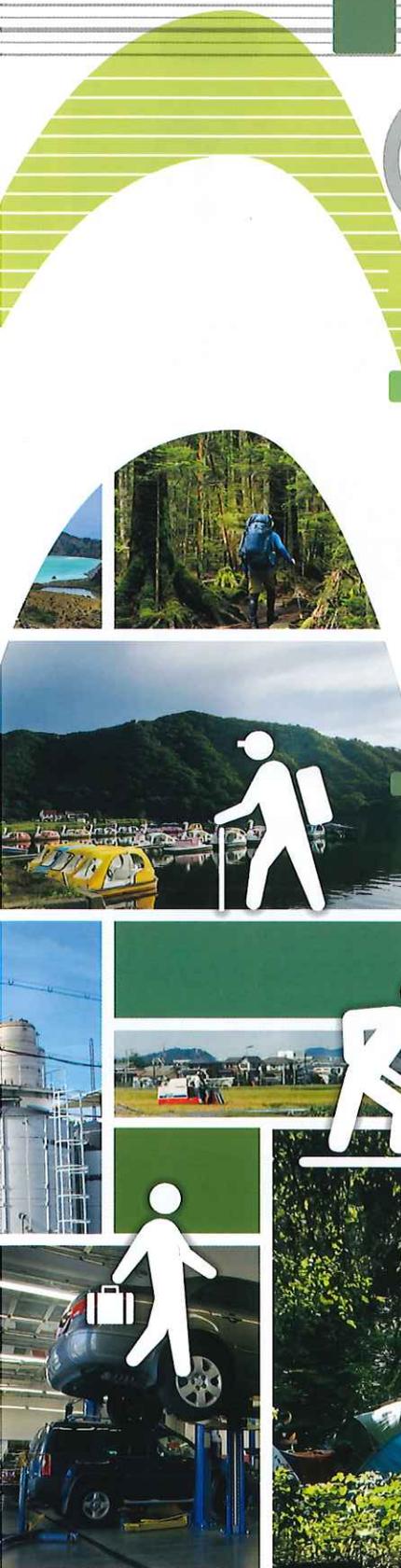
「移住支援金」対象求人はもちろん、対象外求人も幅広く掲載可能です。※裏面の掲載要件をご確認ください。



登録も掲載も

ずっと0円

ナビサイトへの登録費用・掲載費用は無料です。
(マッチングサイト https://jobcafe.cloudbiz.jp/hp/jobsupport_search.php)



ジョブカフェぐんま HP からアクセス可能



マッチングサイト



お問い合わせ

求人登録

群馬県若者就職支援センター (ジョブカフェぐんま)
東毛サテライト tel 0277-20-8228

移住支援金制度

群馬県ぐんま暮らし・外国人活躍推進課
tel 027-226-2371

利用企業の声が届いています！

実績紹介



応募の後押しになりそう

応募者に支援金制度を案内できて、首都圏から募集しやすくなった。(製造業)

インターネットでアピール

支援金の対象求人や、認証取得企業が分かりやすく、探しやすい。(建設業)



会社を知ってもらえる

中小企業では露出も限られるので、この機会はありがたい。(建設業)

県公認の安心感

一番の不安は就職先だと思うので、県がまとめてくれるのはありがたい。(専門サービス)



採用決定の声



即戦力となる人材を採用できました

支援金制度のWEBサイトを見て、エンジニア経験のある方が応募してくれました。

就業の準備が楽になりそうです

単身でも60万円貰えるので、車の購入費用に充てたいと言っていました。



単身60万円、家族で100万円+αのチャンス！

対象求人の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。
 (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 (イ) 週20時間以上の無期雇用契約であること。
 (ウ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

移住支援金の対象でない求人も

マッチングサイトへの掲載が可能です

対象要件 次に掲げる事項の全てに該当すること
 ・群馬県内に本店又は事業所を有すること
 ・雇用保険の適用事業主であること
 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者等でないこと
 ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと

対象法人（個人事業主を含む）の要件

幅広い分野の法人、または働きやすい職場づくりに取り組む企業、一部の個人事業主が対象になります。
 ※(1)及び(2)を満たす法人等であること

- (1) 次に掲げる事項の全てに該当すること（個人事業主は、(オ)～(キ)に該当すること）
 (ア) 官公庁等でないこと。ただし、第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人は、対象となります。
 (イ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業ではないこと。ただし、資本金が概ね50億円未満の法人であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人は、対象となります。
 (ウ) みなし大企業でないこと
 (エ) 本店所在地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域にある法人であること。ただし、本店が東京圏（条件不利地域を除く）にあっても、勤務地限定型社員を採用する法人は対象となります。
 (オ) 雇用保険の適用事業主であること
 (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
 (キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと
 (2) 次に掲げる(ア)または(イ)のいずれかに該当すること
 (ア) 対象分野の法人（農業・林業・建設業、製造業、運輸業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉など、本県をけん引する産業や人手不足の産業）
 (イ) 働きやすい職場環境づくりに取り組む企業（「群馬県いきいきGカンパニー」の認証を受けている企業など）

移住者が受け取り



移住支援金

対象求人へ就職した対象移住者へ
単身で60万円
2人以上の世帯で100万円
 支給されます

更に、
 18歳未満の子ども1人につき30万円加算

東京圏から県内への移住促進策として、東京23区から(※)県内に移住し、かつ支給要件を満たした方に、市町村を通じて移住支援金を支給する制度です。*東京23区在住者又は通勤者

対象者の詳細な要件
 ぐんま暮らしポータルサイト



対象法人・求人の詳細な要件
 群馬県労働政策課ホームページ

企業も受け取りのチャンス！



中途採用等支援助成金 (UIJ ターンコース)

東京圏からの移住者を雇い入れた事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部が助成されます。

助成金の受給には、事前に採用活動に係る計画書を提出し、労働局の認定を受けるなどの要件があります。詳細は群馬労働局またはハローワークにお問い合わせください。



マッチングサイトへの登録方法

移住支援金対象求人の要件を確認

ハローワークへ求人申し込み

ハローワーク求人票の写しを見ながら
 マッチングサイトの登録書を作成

事業担当者へ登録書・添付書類を提出

事業担当者より審査結果をご連絡し
 マッチングサイトへ掲載

掲載した、法人情報及び求人情報は、国、市町村、関係都道府県で共有するとともに、民間事業者にも情報提供し広く周知を図ります。

Q.ハローワーク・ジョブカフェぐんまに登録していますが、改めて登録は必要ですか？
 A.はい、別途登録が必要です。

Q.非正規雇用(パート等)の求人も掲載できますか？
 A.掲載可能です。

Q.法人以外(個人事業主・団体)も登録できますか？
 A.登録可能です。提出書類の一部が異なります。

Q.登録料や掲載料はかかりますか？
 A.登録・掲載は無料です。

登録書・添付書類の提出先

〒376-0031 群馬県桐生市本町6-372-2(本町6丁目団地1F)
 群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま)
 東毛サテライト マッチング支援事業担当宛

電子メール: wakuwaku@workentry.co.jp

詳細なご案内
 ジョブカフェぐんま
 ホームページ

https://www.wakamono.jp/
 migrant_support/



webサイトで 求人アピール！

群馬県マッチング支援事業

群馬県では、マッチングサイトに掲載を希望する法人・個人事業主からの求人を募集しています！

求人掲載の5ステップ

step1

ハローワークへGO

所轄のハローワークへ求人申込みを行ってください。

※すでにハローワークへ申込み済みの求人（有効期限内のものに限る）をマッチングサイトへ掲載希望する場合は、改めて申込みする必要はありません。

step2

必要書類を作成

「法人・求人情報登録書」（または「法人・求人情報登録書（移住支援金対象外）」）に必要事項を入力し、「添付書類」をご用意ください。

※「添付書類」は事業形態および移住支援金対象の有無により異なります。

step3

必要書類を送信

提出先に「法人・求人情報登録書（または「法人・求人情報登録書（移住支援金対象外）」）と「添付書類」を電子メールにて提出してください。

※「添付書類」は郵送も可です。

step4

事務局にて審査

事務局にて、申請内容について確認し、申請者あてに審査結果と求人管理番号をご連絡します。

step5

マッチングサイトに掲載

事務局にてマッチングサイトへ掲載します。

掲載後の更新業務は事務局が担当します

群馬県では、移住者向けの求人マッチングサイトを開設し、県内企業等の求人情報を掲載しています。

県内に移住した東京23区の在住者、通勤者のうち、このマッチングサイトに掲載された移住支援金対象求人で就業した方には、移住支援金が支給されます。（支給には一定の要件を満たす必要があります。）

人材確保でお困りの県内企業の皆様、是非求人情報の登録をご検討ください。



ジョブカフェぐんま HP
トップページからアクセス

就業場所をマップ表示
地理感に疎い移住者も安心！

一目でわかる
移住支援金対象企業 &
働きやすい職場環境（認証制度）
企業の魅力がマークで見つかる！

機能をフル活用でアクセスUP！

求人イメージ画像 &
求める人物像 &
企業の魅力最大 5000 文字

登録前に
マッチングサイト
をチェック！



たっぷりPRの求人画面



◎移住支援金の対象要件および
必要書類のダウンロードはこちら

<https://www.pref.gunma.jp/page/10774.html>

※詳細は、裏面でもご確認いただけます。



◎不明点はお気軽にお問い合わせください

ジョブカフェぐんま 東毛サテライト マッチング支援事業担当宛

〒376-0031 群馬県桐生市本町 6-372-2（本町 6 丁目団地 1 階）

電話：0277-20-8228（休館日 水曜日/日曜日/祝日/年末年始）

電子メール：wakuwaku@workentry.co.jp

移住支援金の対象となる法人の要件等について

【移住支援金対象法人等の要件】

次に掲げる(1)及び(2)を満たす法人等であること

- (1) 次に掲げる事項の全てに該当すること
(個人事業主は、(オ)～(キ)に該当すること)
 - (ア) 官公庁等でないこと(※注1)
ただし、第三セクター(※注2)のうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人は、対象となります。
 - (イ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(※注3)ではないこと
ただし、資本金が概ね50億円未満の法人であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人は、対象となります。(※注4)
※ 推薦については、事前に労働政策課までお問い合わせください。(電話 027-226-3404)
 - (ウ) みなし大企業でないこと(※注5)
 - (エ) 本店所在地が東京圏(※注6)以外の地域又は東京圏内の条件不利地域(※注7)にある法人であること
ただし、本店が東京圏(条件不利地域を除く)にあっても、勤務地限定型社員(※注8)を採用する法人は対象となります。
 - (オ) 雇用保険の適用事業主であること
 - (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
 - (キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと
- (2) 次に掲げる(ア)または(イ)のいずれかに該当すること(詳細は別表1を参照)
- (ア) 対象分野の法人(農業・林業、建設業、製造業、運輸業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉など、本県をけん引する産業や人手不足の産業)
- (イ) 働きやすい職場環境づくりに取り組む企業(「群馬県いきいきGカンパニー」の認証を受けている企業など)
※ 認証の取得については、労働政策課までお気軽にお問い合わせください。(電話 027-226-3405)

・(表1) 移住支援金対象法人の要件

(1)の(ア)の対象分野

(日本標準産業分類(中分類))

大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業、02 林業
D 建設業	06 総合工事業、07 職別工事業(設備工事業を除く)、08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業、11 繊維工業、12 木材・木製品製造業(家具を除く)、13 家具・装備品製造業、14 パルプ・紙・紙加工品製造業、15 印刷・同関連業、16 化学工業、17 石油製品・石炭製品製造業、18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)、19 ゴム製品製造業、20 なめし革・同製品・毛皮製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業
G 情報通信業	39 情報サービス業、40 インターネット付随サービス業
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業、43 道路旅客運送業、44 道路貨物運送業、45 水運業、46 航空運輸業、47 倉庫業、48 運輸に附帯するサービス業、49 郵便業(信書便事業を含む)
I 卸売業、小売業	51 繊維・衣服等卸売業、52 飲食料品卸売業、55 その他の卸売業、57 繊維・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、60 その他の小売業
L 学術研究、専門・技術サービス業	73 広告業、74 技術サービス業(742 土木建築サービス業に限る)
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業
P 医療、福祉	83 医療業、84 保健衛生、85 社会保険・社会福祉・介護事業
R サービス業(他に分類されないもの)	91 職業紹介・労働者派遣業、92 その他の事業サービス業

(1)の(イ)の働きやすい職場環境づくりに関する認証・認定制度

認証・認定名称	概要
県 群馬県いきいきGカンパニー	育児・介護と仕事の両立や、職場での女性活躍推進、従業員の家庭教育推進など、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業所を群馬県が認証。
国 くるみん	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定める目標を達成し、かつ一定の基準を満たした場合、「子育てサポート企業」として、厚生労働省が認定。
国 えるぼし	平成28年4月1日に全面施行された女性活躍推進法により、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業を厚生労働省が認定。
国 ユースエール	若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)を若者雇用促進法に基づき厚生労働省が認定。

【移住支援金対象求人の要件】

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約であること。
- (ウ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

用語の説明

- (※注1) 独立行政法人や一部事務組合等のいわゆる公法人は要件を満たしません。
- (※注2) 第三セクターとは以下の法人のことをいいます。
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定に基づいて設立されている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む)並びに特例民法法人のうち、地方公共団体が出資を行っている法人
- 会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社のうち、地方公共団体が出資を行っている法人
- (※注3) 「営利を目的とする私企業」とは、会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社をいいます。
- (※注4) 資本金10億円以上概ね50億円未満の営利を目的とする私企業であって、支援金対象求人の登録を希望する法人は、登録申請の前に専用の様式により知事への協議が必要です。詳しくは、事前に労働政策課(027-226-3404)までお問い合わせください。(書式はHPよりダウンロードいただけます)
- (※注5) 「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人をいいます。
発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- ※上記(※注5)の資本金10億円以上の法人が、上記(※注4)で本事業の対象となる場合には、上記(※注5)の判定にあたり、資本金10億円以上の法人として考慮しませんが、
- (※注6) 「東京圏」とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいいます。
- (※注7) 東京圏内の条件不利地域とは、東京圏において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村をいいます。
具体的な市町村は以下のとおりです。
東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑛市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県：山北町、真鶴町、清川村
- (※注8) 東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限りです。

移住支援金の対象とならない求人の掲載要件等について

次に掲げる事項の全てに該当すること

- ・群馬県内に本店又は事業所を有すること
- ・雇用保険の適用事業主であること
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと